

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度地域交通検討調査業務委託

2 契約の相手方

株式会社日建設計総合研究所 大阪オフィス

3 随意契約理由

本業務は、本市域路線バスの全システムを対象とし、需要に応じた持続可能な移動サービス確保の観点から、A I オンデマンド交通の市内全域への提供拡大も見据え、各システムの役割や特性を踏まえた系統分類手法及び提供すべきサービスレベルを検討する。さらには、特定のシステムを対象に、路線の特徴や利用実態を調査分析した上で、並行して運行する他システムやA I オンデマンド交通による代替可能性などを考慮して、系統分類手法に基づき分類し、利用者サービスへの影響や効果について分析・検討を行う。

また、いまざとライナー（B R T）および路線バスの利用実態に基づいたB R T等の運行計画変更の検討及びその影響について調査分析を行う。

これらの検証を通じて、本市における今後の最適な地域交通の配置等を整理することで、将来にわたり市民生活や社会経済活動を支える、持続可能な地域交通ネットワークの構築につなげていくものである。

検討にあたっては、本市域内の地域特性、地域交通サービスの実現性、住民ニーズのバランスを考慮した地域交通のあり方のイメージやそれを実現するための地域交通の現状および将来想定される課題を整理し、各種調査・分析等を行うため、地域住民の利便性向上を主眼においた分析や地域交通の地域特性や移動特性の検討等の経験・ノウハウ及び道路運送法等の法令等に関する幅広い知識を有し、さらに新しい地域交通システムに関する研究や他都市において地域交通計画など、交通政策立案に携わった経験や実績などが要求される。

このため、専門家による知識・知見及び優れた調査・検討能力を有し、経験豊富な事業者による技術提案に基づいて業務仕様書を作成することが望まれることから、その性質及び目的が競争入札に適さないものであり、予算額の範囲内において、最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることが望ましいため、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

学識経験者等の意見を聴取する選定委員会において意見を聴取した結果、株式会社日建設計総合研究所大阪オフィスの評価点が最も高く、契約相手方として最適であるとのことであったため、その意見を踏まえ、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約とする。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市交通局総務担当（電話番号 06-6208-8893）